

香川県条例第56号

香川県防災会議条例及び香川県災害対策本部条例の一部を改正する条例
 (香川県防災会議条例の一部改正)

第1条 香川県防災会議条例(昭和38年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員、<u>指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u>のうちから任命される委員の数は、<u>40人以内とする。</u></p> <p>2 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員、<u>指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u>のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員<u>並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の数は、35人以内とする。</u></p> <p>2 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員<u>並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3・4 略</p>

(香川県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 香川県災害対策本部条例(昭和38年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、香川県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、香川県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。